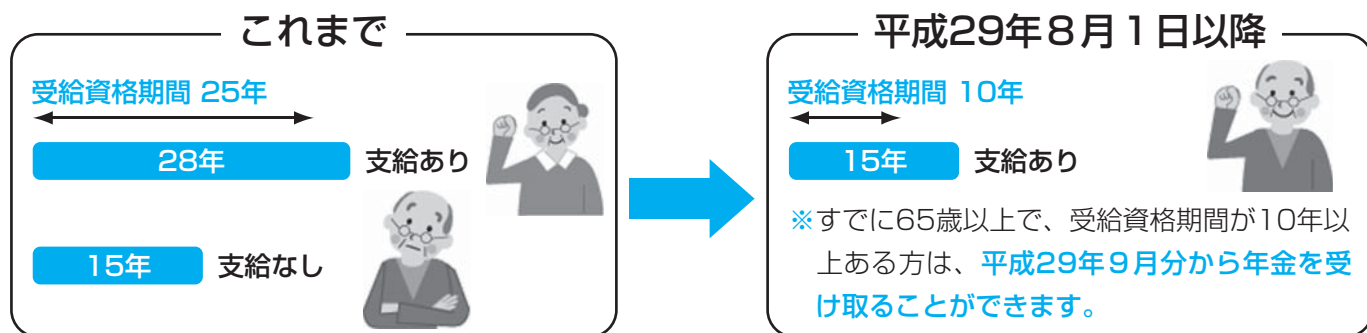


年金受給資格期間の短縮 ～平成29年8月から 年金を受給するために必要な受給資格期間が10年に～

平成29年8月1日から、制度改正により、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されます。

これまで、年金を受け取ることができなかった方も年金を受給できる可能性があります。

◇**受給資格期間とは** 受給資格期間とは、国民年金保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金等の加入期間などの期間のことです。



◇年金請求の手続方法

日本年金機構において、受給資格期間が10年以上あることが確認できた方で、年金を請求するための年齢に達している方には、平成29年2月末から7月上旬にかけて「年金請求書」を順次送付する予定です。

「年金請求書」に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、右表の手続場所ですべてをしてください。

区分	手続場所
1号(国民年金)の加入記録のみの方	・市役所国保年金課 ・年金事務所
2号(厚生年金・共済年金・船員保険)、3号(2号の被扶養者)の加入記録がある方	・年金事務所

国民年金保険料の納付書(現金)による2年前納について

平成29年4月分の国民年金保険料から、納付書(現金)による2年前納が実施され、任意の月から翌年度末までの最大で24月分(2年分)の前納ができます。

納付書(現金)による2年前納を希望する方は、年金事務所への申出書提出が必要です。

なお、申出書は、市役所国保年金課にも備えています。

詳しくは、田辺年金事務所国民年金課(☎0739-24-0432)、または、市役所国保年金課までお問い合わせください。

◇**納付期限** 平成29年4月分からの2年前納の納付期限は、平成29年5月1日(月)です。

◇**納付場所** 金融機関・郵便局・コンビニエンスストア

※納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

年金相談をご利用ください

◇**日 時** 3月16日(木)
10:00～11:30、13:00～15:00

◇**場 所** 市役所5階会議室

◇**電話予約方法** 自動音声による案内が流れます。
「プッシュボタン[2]を押す。」か、
「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

相談を希望する方は、田辺年金事務所お客様相談室(☎0739-24-0435)への電話予約が必要です。

